

沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名 沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託

2 業務の目的

厳しい経営環境にある県内建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、専任の建設業相談員を配置し、建設業者からの問い合わせや個別・具体的な相談を受け、各種支援制度等の情報提供やアドバイス及び専門家派遣の実施によりきめ細かな支援を行うとともに各種セミナーを開催し、建設業者の自立や活性化を促進していく。

3 委託業務の内容

(1) 相談窓口の設置と専任の建設業相談員の配置

常設の建設業相談窓口を開設して専任の建設業専門相談員を配置すること。建設業専門相談員は土日、祝祭日を除く1か月20日程度とし、相談受付は午前9時から午後5時までとする。

(2) 建設業相談の受付と対応

建設業相談は、建設業者からの経営改善や企業合併・連携、ビジネスマッチング、新分野進出、事業撤退・縮小、雇用調整等の建設業全般の相談に応じ、関係機関と連携して適切なアドバイスや各種支援制度に関する情報提供等を行うこと。ただし、建設業紛争関係の相談は除くものとする。

(3) 移動相談の実施

建設業者の公的支援ニーズ等の積極的な掘り起こしを行うため、県内建設業者を対象に、年間10社程度、移動訪問を実施すること。

(4) 専門家派遣の実施

建設業者の専門的な経営課題等に対応するため、必要に応じて建設業者に専門家の派遣を年50～60回程度行うこと。

(5) セミナーの開催

以下の分野に関して、建設業の活性化を図るためのセミナーを企画、実施すること。

なお、セミナーは概ね月1回程度開催すること。

- ・経営革新（新分野進出等含む）、経営基盤強化
- ・その他、建設業の活性化に必要な分野

(6) 米軍発注工事に関する調査・報告

県内建設工事業者が米軍発注工事を受注するのに必要な支援は何か、ニーズを調査し、報告すること。

(7) 調査の実施

建設業の活性化を図るための調査を企画、実施すること。

((2) ~ (6) までの各施策を利用した業者に関する活用後の経過及び感想等に関するアンケート調査含む)

4 委託業務の報告

(1) 業務の経過・結果については相談カルテに記入し、管理すること。又、セミナー開催関連の資料(受講者数、アンケート結果等)、各種調査結果等についても適宜作成、保管すること。

(2) 四半期毎に相談対応報告書を取りまとめ、委託業務状況報告書及び業務報告書、相談カルテ、セミナー関連資料、各種調査結果等を添付して、各四半期終了後の 14 日までに提出すること。

(3) ただし、第 4 四半期については、契約期間を総括した委託業務実績報告書を作成し、4 月 10 日までに提出すること。なお委託業務実績報告書には、前項に記載された各事項に加え、相談業務やアンケート調査等で把握した建設業からの新分野進出時等の課題や要望の多かった支援策、成功事例等についてもできる限り記載すること。

5 その他

(1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の 50% を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 業務の遂行に当たっては、県(土木建築部技術・建設業課) と随時協議を行い、その指示に従うものとする。

(4) 契約書及び本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県(土木建築部技術・建設業課) と受託業者が協議して定めるものとする。